(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法 令 名	農業経営基盤強化促進法
根拠条項	第8条第1項
<ul><li>許認可等</li><li>の種類</li></ul>	事業規程の承認
法令の定め	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) (事業規程) 第8条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするとき は、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程(以下「事業規 程」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。
審查基準	上記法令に審査規準が具備されているので、基準の設定を要しない。
標準処理期間	総期間       24 日・升 (注:休日は含まない。)         経由機関       日・月 ( )         協議機関       日・月 ( )         処分機関       24 日・升 (農政部農業経営局農業経営課)
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-371)
申 請 先 等	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-371))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)